(3)　事業計画の合理性

本件事業は、道東地域と道央地域との高速交通ネットワークの形成、一般国道38号等の隘路を回避し、安全かつ確実な交通の確保を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づき、2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、短絡案（以下「申請案」という。）のほか北回り案及び南回り案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、取得必要面積及び支障物件が最も少ないため地域住民に与える影響が小さいこと、また、土工バランスが最も良く、路線延長も短いことから施工性に優れ経済的にも最も廉価であることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う普通河川及び一般国道の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、道東地域と道央地域との高速交通ネットワークの形成が必要であるとともに、できるだけ早期に一般国道38号等の安全かつ確実な代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、釧路市長を会長とする北海道釧路地方総合開発促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　北海道白糠郡白糠町役場及び釧路市役所

○国土交通省告示第八百三十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十二において準用する第二十六条の九の規定により、同法第二十七条の三十一第三項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十七条の三十二において準用する第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。

平成二十一年八月三日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号　1

二　登録経営状況分析機関の氏名又は名称　財団法人建設業情報管理センター

三　変更後の代表者の氏名　松井　邦彦

○国土交通省告示第八百三十七号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十一年八月三日

国土交通大臣　金子　一義

一の1（一般会計）の表の目の項中「住宅地区改良費補助」及び「下水道緊急整備事業助成補助」を削り、「地域再生基盤強化交付金（港整備交付金を除く。）」の次に「地域活力基盤創造交付金」を加える。

一の1（社会資本整備事業特別会計）治水勘定の表を次のように改める。

目	
流域治水対策事業費補助（流域貯留浸透事業に限る。）	
総合流域防災事業費補助（準用河川改修事業及び浸水想定区域図等調査（ハザードマップ調査）に限る。）	
後進地域特例法適用団体等補助率差額	

一の1（社会資本整備事業特別会計）道路整備勘定の表の目の項中「電線共同溝整備事業費補助」を「無電柱化推進事業費補助」に改める。

一の2（社会資本整備事業特別会計）治水勘定の表の目の項中「都市河川改修費補助（都市基盤河川改修事業に限る。）」を「河川改修費補助（都市基盤河川改修事業に限る。）」に改める。

一の3（一般会計）の表の目の項中「住宅市街地総合整備促進事業費補助（二十一世紀都市居住緊急促進事業補助金に限る。）」を「住宅市街地総合整備促進事業費補助（二十一世紀都市居住緊急促進事業補助金及び高齢者居住安定化緊急促進事業補助金に限る。）」に改める。

二の13の次に「14　法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認のうち、申請又は報告に係る書類等の受理及び審査（但し、「都市・地域整備局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成二十年十二月二十二日国都総第二四四九号国土交通省都市・地域整備局長通知）及び「住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて」（平成二十年十二月二十二日国住総第六七号国土交通省住宅局長通知）に規定する予算科目並びに「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」（平成八年八月三十日建設省住総発第一三五号建設省住宅局長通知）及び「改良住宅等管理要領」（昭和五十四年五月十一日建設省住整発第六号建設省住宅局長通知）に係るものに限る。）」を加え、「14」を「15」と改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十一年度の予算に係る補助金等から適用する。

平成二十年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八百三十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年八月三日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社住宅検査保証協会

二　住所

東京都墨田区江東橋二丁目二番三号

三　代表者氏名

代表取締役社長　大場　喜和

四　登録年月日

平成二十一年七月二十二日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社住宅検査保証協会　東京都墨田区江東橋二丁目二番三号

○国土交通省告示第八百三十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年八月三日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録建築物調査機関の名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

二　住所

神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル

三　代表者氏名

代表取締役　佐々木泰介

四　登録年月日

平成二十一年七月二十二日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル